

平成20年4月から国保の制度が変わります

新たに創設される後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険制度も大きく変わります。

☆ 国民健康保険の加入者は75歳未満になります

75歳（一定の障害のある人は65歳）になると新たに後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

☆ 国民健康保険税について

- ・ ①医療保険分、②後期高齢者医療支援分（新設）、③介護保険分の三つの合計が国民健康保険税として国保の世帯主に課税されますが、税率の変更は予定していません。
- ・ 但し、賦課限度額については、①47万円、②12万円、③9万円になります。

☆ 65歳～75歳未満の人は「前期高齢者医療制度」の対象になり、国民健康保険税は、原則として年金からの特別徴収になります

次の条件を満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金からの特別徴収となります。（平成20年10月から実施）

- ・ 世帯員全員が65歳から75歳未満で世帯主が年額18万円以上の年金をもらっている場合。
 - ・ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計が年金支給額の2分の1を越えない場合。
- ※ 上記以外の方は、今までどおりの納付となります。

☆ 現行の退職者医療制度は廃止になります。

国民健康保険に加入している65歳以上の退職被保険者は、前期高齢医療制度の適用になるため、一般被保険者に切り替わりますが、みなさんの自己負担額は変わりません。

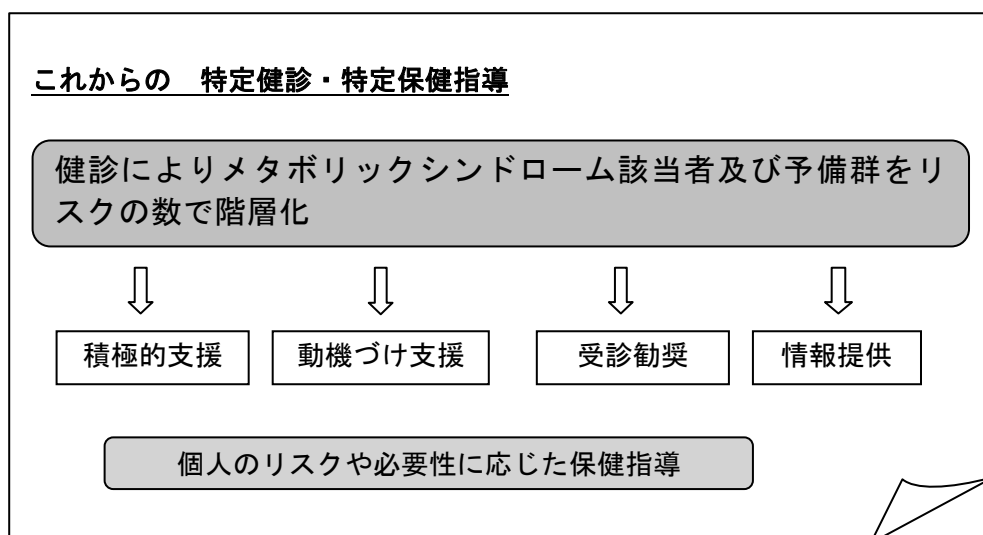
ただし、平成26年度までは、65歳未満の退職者を対象として、現行の退職者医療制度を存続する経過措置が設けられます。



平成20年4月から
新しい特定健診・特定保健指導
が始まります！

- 対象者 40歳～74歳までの方が対象となります。
- 実施主体 医療保険者【国保・政府管掌保険・組合健保ほか】
- 目的 メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍の減少を目指します。
- 内容 病気と生活習慣病との関連を理解し生活習慣病の改善を自ら行えるように支援する。

※ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは・・・
・内臓肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常という危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。



健診は1年に1回は、必ず受けましょう！！

詳しくは、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

北海道保険者協議会 ・ 中頓別町